

長野県環境影響評価条例対象事業の種類・規模一覧表（法との比較）

 は、改正で追加・変更となるもの
 は、法と条例の違い
 は、対象事業の例

【条例】

対象事業の種類	規 模	
	第1種事業	第2種事業
道路の建設	— (高速道は法対象)	—
自動車専用道路	新設 すべて 三遠南信自動車道(青崩峠道路)	改築 1km以上
県道等	4車線以上かつ 長さ 10km以上	4車線以上かつ 長さ 7.5km以上
一般国道、県道、 林道等	—	森林の区域等 2車線以上かつ 長さ 10km以上 木曾川右岸道路
ダム	貯水面積 50ha以上	森林の区域等 貯水面積30ha以上
鉄道の建設	— (新幹線は法対象)	—
鉄道・軌道(特殊を含む)	長さ 10km以上	長さ 7.5km以上
飛行場の建設	陸上飛行場 設置すべて 滑走路の新設すべて 滑走路の延長 長さ 500m以上	— — 滑走路の延長 長さ 375m以上
工業団地の造成 ※	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上
住宅団地の造成 ※	面積 20ha以上	—
別荘団地の造成 ※	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上
スポーツ又はレクリエーション施設の建設	ゴルフ場 ※ スキー場 ※ 運動競技場、遊園地 その他のスポーツ又は レクリエーション施設 ※	森林の区域等 面積 30ha以上 森林の区域等 面積 30ha以上 森林の区域等 敷地面積 30ha以上 かつ土地形質変更面積 10ha以上
廃棄物処理施設の建設	ごみ焼却施設 産業廃棄物焼却施設 し尿処理施設 一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場	— — — —
下水道終末処理場の建設	埋立面積 5ha以上 又は埋立容量 25万m ³ 以上	—
流通業務団地の造成 ※	面積 15ha以上	—
流通業務団地の造成 ※	面積 20ha以上	—
土地区画整理事業 ※	面積 100ha以上	面積 75ha以上 森林の区域等 面積 30ha以上
工場又は事業場の建設	製造業 電気供給業 ガス供給業 熱供給業	排ガス量 10万m ³ /時以上 又は排水量 1万m ³ /日以上
土石の採取及び鉱物の掘採	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上
電気工作物の建設	水力発電所 出力 1.5万kW以上 地熱発電所 出力 5,000kW以上 (原子力は法対象) 風力発電所 出力 5,000kW以上 太陽光発電所 ※ 敷地面積 50ha以上 送電線路 電圧 17万V以上 かつ こう長 1km以上	— — — — 森林の区域等 敷地面積 20ha以上 —
工作物の用に供する一団の土地の造成	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上
複合事業 (上記※印の面的造成 事業の複合事業)	上記※印の第1種事業の 要件に対する事業面積の 割合の合計が1以上である もの	上記※印の第2種事業の 要件に対する事業面積の 割合の合計が1以上である もの
上記に準ずるものとして規則で定める 事業	—	—

【法】

対象事業の種類	規 模	
	第1種事業	第2種事業
道路の新設及び 改築	高速自動車国道 すべて 中部横断自動車道	—
一般国道	4車線以上かつ 長さ 10km以上	4車線以上かつ 長さ 7.5km以上
林道	幅員6.5m以上かつ 長さ 20km以上	幅員6.5m以上かつ 長さ 15km以上
ダム	貯水面積 100ha以上	貯水面積 75ha以上
堰	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75ha以上
湖沼水位調節施設	湖沼開発面積 100ha以上	湖沼開発面積 75ha以上
放水路	形状変更面積 100ha以上	形状変更面積 75ha以上
新幹線鉄道	すべて リニア中央新幹線	—
普通鉄道・軌道	長さ 10km以上	長さ 7.5km以上
飛行場及びその 施設の設置又は 変更	飛行場 設置 滑走路の長さ 2500m以上 滑走路の新設 長さ 2500m以上 滑走路の延長 長さ 500m以上 かつ延長後 長さ 2500m以上	設置 滑走路の長さ 1875m以上 滑走路の新設 長さ 1875m以上 滑走路の延長 長さ 375m以上 かつ延長後 長さ 1875m以上
工業団地造成事業 (首都圏近郊整備法等)	面積 100ha以上	面積 75ha以上
新住宅市街地開発事業 (新住宅市街地開発法)	面積 100ha以上	面積 75ha以上
廃棄物最終処分場	埋立面積 30ha以上	埋立面積 25ha以上
流通業務団地造成事業 (流通業務市街地整備法)	面積 100ha以上	面積 75ha以上
土地区画整理事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上
公有水面その他の水面の埋立・干拓	埋立面積 50ha超	埋立面積 40ha以上
新都市基盤整備事業 (新都市基盤整備法)	面積 100ha以上	面積 75ha以上
発電用の事業用 電気工作物の設 置又は変更の工 事	水力発電所 出力 3万kW以上 火力発電所 出力 15万kW以上 地熱発電所 出力 1万kW以上 原子力発電所 すべて 風力発電所 出力 1万kW以上	出力(新姫川第六発電所) 2.25万kW以上 出力 11.25万kW以上 出力 7,500kW以上 — 出力 7,500kW以上
宅地の造成事業(都市 再生機構、中小企業基 盤整備機構)	面積 100ha以上	面積 75ha以上

注1) 森林の区域等とは、森林法に規定する森林の区域、河川法に規定する河川区域、国立公園、国立公園、県立自然公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、水道水源保全地区、水資源保全地域、鳥獣保護区、希少野生動植物の生息地等保護区、都市計画法に規定する風致地区の区域等
 注2) 対象事業の追加・変更に係る改正は平成28年1月13日から施行(施行日前に森林法の林地開発許可、電気事業法の工事計画の届出等がなされた事業は対象外)